

## 狭山市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）試行要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、市が発注する建設工事請負契約等に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（電子入札システムにおける呼称はダイレクト入札。以下「事後審査型入札」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 事後審査型入札の対象は、建設工事に係る設計、調査及び測量業務の委託並びに建設工事の請負（以下「建設工事等」という。）とし、狭山市入札参加資格等検討委員会規程（昭和55年訓令第1号）に基づき設置された狭山市入札参加資格等検討委員会（以下「委員会」という。）に諮り、市長が指定したものとする。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 狭山市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に、対象工事等に対応する業種で登録されている者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、狭山市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）又は狭山市建設工事等暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること

2 前項に定めるもののほか必要があるときは、次の各号に定める事項について、参加資格の要件として定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値の区分
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可区分及び許可を受けた営業所所在地
- (4) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績
- (5) 当該工事に配置予定の技術者
- (6) その他必要と認める事項

（公告内容等の決定）

第4条 前条に定める参加資格のほか令第167条の6に定める公告の内容等は、委員会に諮り市長が決定するものとする。

（入札の公告）

第5条 公告は、狭山市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）公告（様式第1号）を電子入札システム及び狭山市公式ホームページに掲載して行うものとする。

（設計図書等）

第6条 設計図面、仕様書、特記仕様書、その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、原則として狭山市公式ホームページに掲載する。ただし、狭山市公式ホームページへの掲載が困難な場合は、他の方法により配布するものとし、その方法は入札公告等において指定するものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、電子入札システムにより入札参加希望者に周知するものとする。

（現場説明）

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

（入札参加）

第8条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し、「競争参加資格確認申請書」に「ダイレクト入札参加申請書.pdf」ファイルを添付して提出することにより、入札参

加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付及び減免については、狭山市契約規則（以下「契約規則」という。）第5条及び第8条の規定によるものとする。

2 入札保証金は、入札後、別に定める入札・契約保証金払戻請求書に基づき、これを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、その者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により還付しないものとする。

(入札金額見積内訳書)

第10条 入札参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができるものとする。

(入札の執行)

第11条 入札公告等で指示がある場合を除き、入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しないものとする。

2 再度入札は1回までとするものとする。

(不落時の取扱い)

第12条 再度入札によってもなお落札者がいないときは、再度入札に参加した者の中から契約の相手方を選定し、電子入札システムの随意契約の方法により契約を締結することができるものとする。

2 再度入札において無効の入札を行った者は、前項に規定する随意契約の相手方とすることができない。

(入札の辞退)

第13条 入札の辞退は、狭山市公共工事等電子入札運用基準によるものとする。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争参加資格確認申請書を提出しない者が行った入札

(2) 参加資格審査のための指示に落札候補者が従わないときに、当該落札候補者が行った入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者が行った入札

(4) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(5) 明らかに連合によると認められる入札

(6) 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者が行った入札

(7) その他公告に示す事項に反した者が行った入札

(落札決定の保留)

第15条 市長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第16条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、速やかに連絡を行い、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 第一順位の落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格等確認申請書（単体等にあつては様式第2号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第3号。以下「確認申請書」という。）に、一般競争入札参加資格等確認資料（単体等にあつては様式第4号。特定建設工事共同企業体にあつては様式第5号。以下「確認資料」という。）及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書（狭山市建設工事共同企

業体取扱要綱)を添えて、市長に提出しなければならない。

- 3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日(土曜日、日曜日、休日及び年末年始(以下「休日」という。))を除く。)以内に持参により提出しなければならないものとする。
- 4 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認資料を提出しないとき又は参加資格の審査のために発注機関の長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者の行った入札は無効とする。
- 5 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると発注機関の長が認めるときは、入札参加停止要綱に係る報告手続などの措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第17条 市長は、参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者を失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者(以下「次順位の落札候補者」という。)について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

- 2 同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、くじにより審査の順序を決定する。
- 3 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認資料等により行うものとする。
- 4 参加資格の審査は前条第3項に規定する確認資料の提出期限の翌日から起算して原則として3日(休日を除く。)以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- 5 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書(様式第6号)により取りまとめ、確認資料等とともに保存するものとする。

(落札者の決定又は参加資格不適格の決定)

第18条 市長は、前条の審査の結果、参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。

- 2 市長は、落札候補者が参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適格通知書(様式第7号)により通知するものとする。
- 3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第19条 入札参加資格不適格通知書を受領した者が、参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、市長に対して参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

- 2 参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、苦情申出書(様式第8号)を持参し、又は郵送することにより行うものとする。
- 3 市長は、第1項の説明を求められたときは、苦情申出書を受領した日の翌日から起算して原則として5日(休日を除く。)以内に、回答書(様式第9号)により回答するものとする。
- 4 当該苦情の申出は、第18条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

(契約保証金)

第20条 契約保証金の納付等については、契約規則第28条から第30条まで及び狭山市建設工事請負契約約款(平成9年告示第31号)第4条によるものとする。

- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、別に定める入札・契約保証金払戻請求書により、これを還付するものとする。
- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第2項の規定により還付しないものとする。

(その他)

第21条 この要綱に特別の定めがない事項は、狭山市公共工事等電子入札運用基準並びに一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号

狭山市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）公告

工事（業務）について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については狭山市建設工事請負等一般競争入札（事後審査型）試行要綱の規定によるものとする。

年 月 日

狭山市長

記

1 入札対象工事（業務）	
（1）工事（業務）名	
（2）工事（業務）場所	
（3）工事（業務）期間	
（4）工事（業務）概要	
（5）その他	
2 落札者の決定方法	
3 入札手続きの方法	
4 設計図書等	
5 競争参加資格確認申請書の提出	
6 設計図書等に関する質問	
7 質問に対する回答	
8 入札書提出期間	
9 開札日時	
10 入札に参加できる者の形態	
11 入札に参加する者に必要な資格	
（1）建設業の許可	
（2）資格者名簿への登載	
（3）所在地	
（4）経営事項審査の総合評定値	
（5）施工（業務）実績	
（6）配置予定の技術者	
（7）その他の参加資格	
12 最低制限価格	
13 入札保証金	
14 契約保証金	
15 支払条件	
（1）前金払	
（2）中間前金払	
（3）部分払	
16 現場説明会	
17 契約の時期	
18 入札に関する注意事項	

(1) 入札の執行	
(2) 入札書に記載する金額	
(3) 提出書類	
(4) 入札回数	
(5) 入札の辞退	
(6) 独占禁止法など関係法令の遵守	
(7) 電子くじ	
(8) 入札の無効	
19 その他	
20 この公告に関する問い合わせ先	

様式第2号（単体企業）

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

（あて先）狭山市長

住 所  
商号又は名称  
代 表 者

印

下記建設工事等の入札公告に示された、一般競争入札参加資格等確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日 年 月 日

2 工事（業務）名

3 工事（業務）場所

4 連絡先

（1）担当者所属・氏名

（2）電話番号

様式第3号（特定建設工事共同企業体）

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

（あて先）狭山市長

特定建設工事共同企業体の名称 \_\_\_\_\_

代表構成員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

構 成 員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

構 成 員 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 印

下記工事の共同請負のため、特定建設工事共同企業体を結成したので、入札公告に示された一般競争入札参加資格等確認資料及び特定建設工事共同企業体協定書を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、各構成員とも地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日  
年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 連絡先
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 担当者所属・氏名
  - (3) 電話番号



一般競争入札参加資格等確認資料

商号又は名称 \_\_\_\_\_

- 1 対象工事に対応する業種に係る発注標準額の業者区分(格付け)

--

- 2 対象工事(業務)に対応する業種に係る最初の許可(登録)年月日

年 月 日 (許可 / 登録)
-----------------

- 3 建設業法に基づく許可を受けた主たる営業所所在地

--

- 4 一定基準を満たす同種・類似工事(業務)の施工(履行)実績

工事・業務名称等	工事(業務)名		
	発注機関名		
	施工(履行)場所		
	契約金額		
	期 間	年 月 ~ 年 月	年 月 ~ 年 月
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)	単体/共同企業体(出資比率 %)
工事・業務概要			

- (注) 1 過去\_\_年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。  
 2 共同企業体による施工の場合は、出資比率\_\_%以上の工事に限る。

5 当該工事（業務）に配置予定の技術者

技術者区分			
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号等)			
現在の受持	工事(業務)名		
	施工(履行)場所		
	期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
工事・業務実績	工事(業務)名		
	発注機関名		
	施工(履行)場所		
	契約金額		
	期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	工事(業務)名		
	発注機関名		
	施工(履行)場所		
	契約金額		
	期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	工事(業務)名		
	発注機関名		
	施工(履行)場所		
	契約金額		
期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	
従事役職			

一般競争入札参加資格等確認資料

特定建設工事共同企業体の名称 \_\_\_\_\_

1 対象工事に対応する業種に係る発注標準額の業者区分（格付け）

	商号又は名称	格付け
代表構成員		
構成員		
構成員		

2 対象工事に対応する業種に係る最初の許可（登録）年月日

	商号又は名称	許可（登録）年月日
代表構成員		年 月 日（許可 / 登録）
構成員		年 月 日（許可 / 登録）
構成員		年 月 日（許可 / 登録）

3 建設業法に基づく許可を受けた営業所所在地

	商号又は名称	所在地
代表構成員		
構成員		
構成員		

4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

代表構成員の商号又は名称			
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)	単体/共同企業体(出資比率 %)
工事概要			

構成員の商号又は名称			
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)	単体/共同企業体(出資比率 %)
工事概要			

構成員の商号又は名称			
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体/共同企業体(出資比率 %)	単体/共同企業体(出資比率 %)
工事概要			

- (注) 1 過去\_\_年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。  
 2 共同企業体による施工の場合は、出資比率\_\_%以上の工事に限る。

5 当該工事に配置予定の技術者

技術者区分			
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号等)			
現在の受持	工事名		
	施工場所		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
工事実績	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
工事名			
発注機関名			
施工場所			
契約金額			
工期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月	
従事役職			

入札参加資格審査結果調書

工事（業務）名	
工事（業務）箇所	
開 札 日	年 月 日
落 札 候 補 者	

【資格要件】

入札参加資格	適	否（理由： ）
資格者名簿への登載	適	否（理由： ）
経営事項審査	適	否（理由： ）
入札参加停止中でない	適	否（理由： ）
工事成績点数	適	否（理由： ）
資格審査数値や格付	適	否（理由： ）
本店所在地	適	否（理由： ）
施工（業務）実績	適	否（理由： ）
配置予定技術者	適	否（理由： ）

【確認結果等】

上記のとおり落札候補者が 適格 ・ 不適格 であることを確認しました。

年 月 日

確認者 職・氏名

- 注1 審査項目は、適・否のいずれかに○印を付し、否の場合はその理由を記載すること。  
 2 必要のない審査項目は抹消し、必要に応じ適宜審査項目を追加する。

## 入札参加資格不適合通知書

様

狭山市長

貴社が先に入札した下記工事（業務）について、貴社の入札参加資格を審査した結果、下記の理由により入札参加資格を満たさないと認めましたので通知します。

## 記

公 告 日	年 月 日
開 札 日	年 月 日
工 事（業務）名	
工 事（業務）箇所	
入 札 参 加 資 格 を 満 た さ な い と 認 め た 理 由	

## 《苦情の申立について》

入札参加資格を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができますので、本通知の日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に苦情申立書を〇〇担当に提出してください。

苦 情 申 出 書

年 月 日

(あて先) 狭山市長

1 苦情申出者

住 所	
電 話 番 号	
商号又は名称	
代 表 者 氏 名	
建設業許可番号	

2 苦情申出の対象となる工事名

工事(業務)名	
---------	--

3 苦情のある事項

4 3の主張の根拠となる事項



〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
〇〇〇〇〇会社  
代表者〇〇〇〇 様

狭山市長

回 答 書

年 月 日付けで苦情申出があった件について、下記のとおり回答します。

記

1 苦情申出の対象とされた工事名

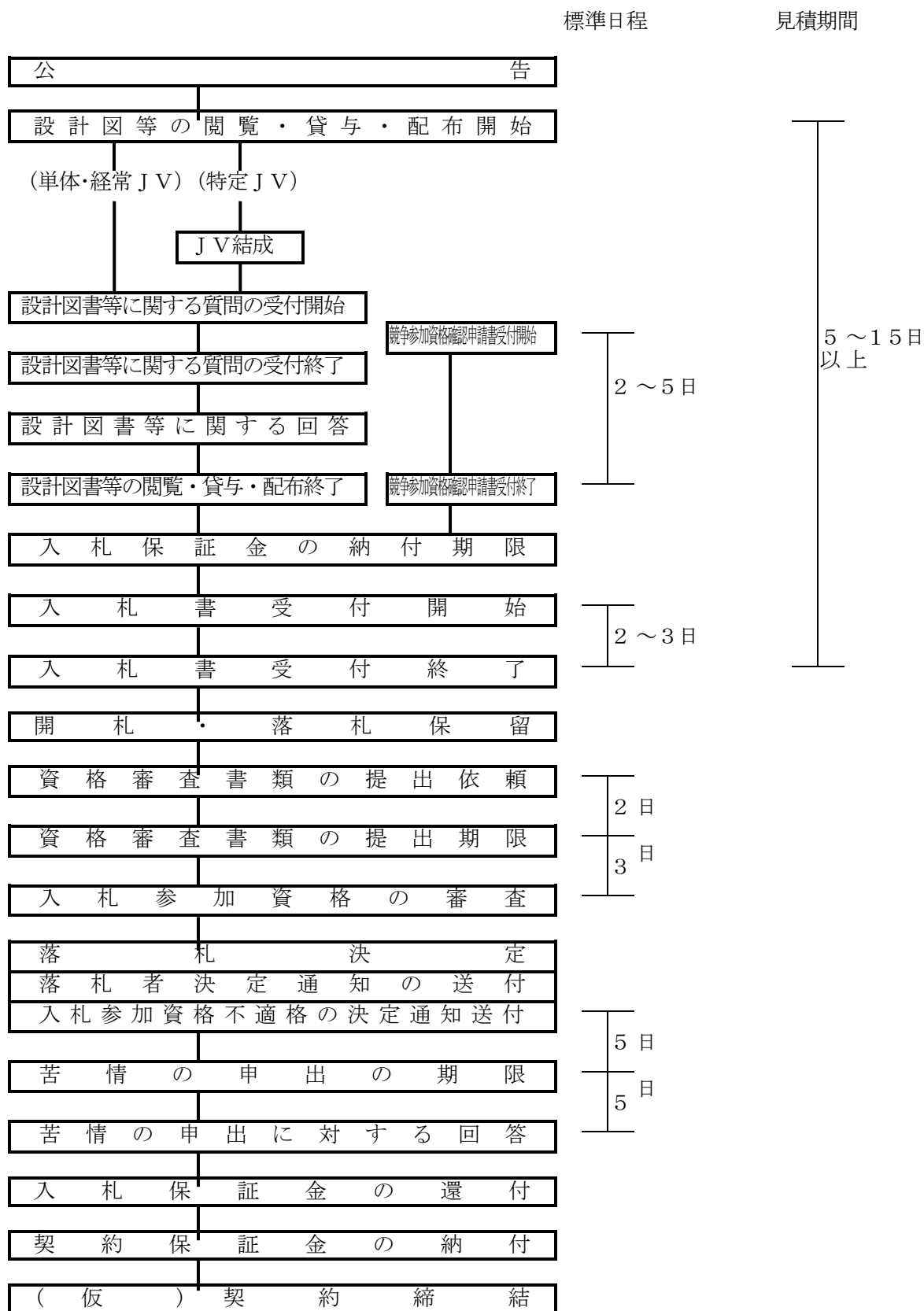
工事（業務）名	
---------	--

2 苦情のあった事項

3 2の主張の根拠とされた事項

4 回答内容

一般競争入札（事後審査型）事務処理体系図



- (注) 1 標準日数は、休日を含まない。  
 2 「設計図書等の貸与・閲覧」から「設計図書等に対する質問の受付終了」までの期間は設計図書等の多寡を勘案し、必要十分な期間を確保するものとする。